

<その他>

資料 12-1 栃木県災害救助法施行細則

(昭和 35 年 5 月 2 日 栃木県規則第 35 号)

(災害の程度に係る報告等)

第 1 条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。)第 1 条第 1 項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。)による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第 2 条 令第 3 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成 25 年内閣府告示第 228 号)の定めるところによる。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難い場合には、知事が内閣総理大臣と協議し、別に定めるところによる。

(物資の保管等に係る公用令書等)

第 3 条 災害救助法施行規則(昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。)第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 公用令書(別記様式第 1 号の 1 から別記様式第 1 号の 4 まで)
- (2) 公用変更令書(別記様式第 2 号)
- (3) 公用取消令書(別記様式第 3 号)

2 前項第 1 号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳(別記様式第 4 号)に登録しなければならない。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

(受領調書の作成)

第 4 条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第 2 条第 3 項の規定により、受領調書(別記様式第 5 号)を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の規定による損失補償請求書は、別記様式第 6 号による。

2 損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令に係る公用令書等)

第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 公用令書(別記様式第7号)
- (2) 公用取消令書(別記様式第8号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記様式第9号)に所要事項を登録しなければならない。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

第7条 規則第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- (1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- (2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償)

第8条 令第5条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(実費弁償請求書)

第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第10号による。

(立入検査証票)

第10条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第11号による。

(扶助金支給申請書等)

第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第12号による。

2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第12条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村長への通知)

第12条 法第13条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第17条第1項の規定に基づく通知は、別記様式第13号により行うものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる規則は廃止する。

災害救助法施行細則(昭和二十九年栃木県規則第一号)

災害救助隊規定(昭和二十八年栃木県規則第七十号)

附 則(昭和三五年規則第六六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年七月一日から適用する。

附 則(昭和三六年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。

附 則(昭和三六年規則第七六号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年九月十五日から適用する。

附 則(昭和三八年規則第七七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三九年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年六月十六日から適用する。

附 則(昭和四〇年規則第七三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

附 則(昭和四一年規則第四二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和四一年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四二年規則第三二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和四三年規則第八二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。

附 則(昭和四四年規則第四五号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則(昭和四五年規則第八九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和四六年規則第六三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則(昭和四七年規則第八八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則(昭和四九年規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四九年規則第七六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五〇年規則第六六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五一年規則第七四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五二年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五三年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五四年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和五六年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則(昭和五七年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。

附 則(昭和五八年規則第四四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則(昭和五九年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則(昭和六〇年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則(昭和六二年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和六三年規則第五九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第五八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年四月一日から適用する

附 則(平成二年規則第五六号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則(平成三年規則第五〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則(平成五年規則第二号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二及び別表第三の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則(平成五年規則第五七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則(平成七年規則第一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則(平成七年規則第五三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則(平成一〇年規則第四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則(平成一〇年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則(平成一一年規則第四三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則(平成一二年規則第三〇号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年規則第一二七号)

この規則は、公布の日から施行する。第一条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十二年四月一日から適用し、第二条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十三年一月六日から適用する。

附 則(平成一四年規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則(平成一五年規則第六四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年規則第六一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四四号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第四八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第三三号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第四一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則(平成二三年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一の一の部(二)の項の2、六の部(一)の項及び(三)の項並びに十の部(三)の項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則(平成二五年規則第三九号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の(一)の項の表(医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師に係る部分に限る。)の規定は、平成二十四年四月六日から適用する。

附 則(平成二六年規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二七年規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表(救急救命士に係る部分を除く。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則(平成二七年規則第三四号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表(救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則(平成 28 年規則第 8 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定(別表第 2 の(1)の項の表(医師及び歯科医師、救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分に限る。)の規定を除く。)は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年規則第 53 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 2 の(1)の項の表(薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士に係る部分を除く。)の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 3 年規則第 38 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 及び別表第 2 の(1)の項の表(医師及び歯科医師並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。)の規定は、令和 3 年 6 月 18 日から適用する。

附 則(令和 5 年規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

資料 12-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百四十円以内とすること。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じ

て設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とすること。

- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千二百三十円以内とすること。
- ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

- イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。
- ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給

与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯人数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万九千二百円	二万四千六百円	三万六千五百円	四万三千六百円	五万五千二百円	八千円
冬季	三万八千八百円	四万千円	五万七千二百円	六万六千九百円	八万四千三百円	一万六千六百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯人数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	六千三百円	八千四百円	一万二千六百円	一万五千四百円	一万九千四百円	二千七百元
冬季	一万円	一万三千二百円	一万八千八百円	二万二千三百円	二万八千円	三千七百元

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- 三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2) に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千元

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了すること。

（生業に必要な資金の貸与）

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- 二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- 三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費一件当たり三万円

ロ 就職支度費一件当たり一万五千元

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間二年以内

ロ 利子無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

（学用品の給与）

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百二十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童一人当たり四千八百円

(2) 中学校生徒一人当たり五千円

(3) 高等学校等生徒一人当たり五千六百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺（附属品を含む。）

ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万九千円以内、小人十七万五千二百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千五百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の

除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万八千七百円以内とすること。
- 三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援
 - ロ 医療及び助産
 - ハ 被災者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 死体の捜索
 - ヘ 死体の処理
 - ト 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。
- 三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

- 二 令第四条第五号から第十号までに規定する者業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

前文〔抄〕（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号）

平成二十六年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号）

平成二十七年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第百十二号）

平成二十八年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号）

平成二十九年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号）

平成三十年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号）

前文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号）

令和元年十月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号）

公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前文〔抄〕（令和三年五月二十日内閣府告示第七十一号）

令和三年五月二十日から適用する。

前文〔抄〕（令和三年六月十八日内閣府告示第七十六号）

公布の日から施行する。

前文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十七号）

令和四年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和五年三月三十一日内閣府告示第三十六号）

令和五年四月一日から適用する。

前文〔抄〕（令和五年六月十六日内閣府告示第九十一号）

公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

資料 12-3 激甚災害、局地激甚災害の指定基準

激甚災害指定基準

〔 昭和 37 年 12 月 7 日 〕
中央防災会議決定
改正 昭和 40 年 2 月 17 日
昭和 47 年 8 月 11 日
昭和 56 年 4 月 10 日
昭和 56 年 10 月 14 日
昭和 57 年 9 月 10 日
昭和 58 年 7 月 9 日
平成 12 年 3 月 24 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 2 条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第 2 章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.5% を超える災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね 0.2% を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の 25% を超える都道府県が 1 以上あること。

(2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の 5% を超える都道府県が 1 以上あること。

2 法第 5 条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5% を超える災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15% を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の 4% を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね 10 億円を超える都道府県が 1 以上あるもの

3 法第 6 条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第 5 条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 1.5% を超える災害により法第 8 条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込額が 5,000 万円以下と認められる場合を除く。

4 法第 8 条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

- A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.5%を超える災害
- B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね 0.15%を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第 2 条第 2 項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね 3%を超える都道府県が 1 以上あるもの
- 5 法第 11 条の 2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 5%を超える災害
- B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 1.5%を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 1.0%を超える都道府県が 1 以上あるもの
- 6 法第 12 条、第 13 条及び第 15 条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね 0.2%を超える災害
- B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね 0.06%を超える災害であり、かつ、1 の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の 2%を超える都道府県が 1 以上あるもの
ただし、火災の場合又は法第 12 条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- 7 法第 16 条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第 17 条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第 19 条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第 2 章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8 法第 22 条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 4,000 戸以上である災害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害
ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- (1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 2,000 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 200 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 1 割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね 1,200 戸以上であり、かつ、1 市町村の区域内で 400 戸以上又はその区域内の住宅戸数の 2 割以上である災害
- 9 法第 24 条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第 2 章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第 5 条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和 40 年 2 月 17 日改正の指定基準は、昭和 39 年 9 月の台風 20 号による災害以後の災害に適用。

昭和47年 8月11日改正の指定基準は、昭和47年 6月 6日以後に発生した災害について適用。
昭和56年 4月10日改正の指定基準は、昭和55年12月 1日以後に発生した災害について適用。
昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年 8月21日以後に発生した災害について適用。
昭和57年 9月10日改正の指定基準は、昭和57年 1月 1日以後に発生した災害について適用。
昭和58年 7月 9日改正の指定基準は、昭和58年 5月26日以後に発生した災害について適用。
平成12年 3月24日改正の指定基準は、平成12年 1月 1日以後に発生した災害について適用。

局地激甚災害指定基準

〔昭和 43 年 11 月 22 日
中央防災会議決定〕

改正：昭和 46 年 10 月 11 日

昭和 56 年 10 月 14 日

昭和 58 年 6 月 11 日

平成 12 年 3 月 24 日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「法」という。）第 2 条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和 37 年 12 月 7 日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第 3 条第 1 項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第 4 条第 5 項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第 2 章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第 24 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第 5 条、第 6 条及び第 24 条第 2 項から第 4 項までの措置、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第 11 条の 2 の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第 12 条、第 13 条及び第 15 条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

- (1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第 3 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 14 号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の 50%を超える市町村（当該査定事業費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。
- (2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第 5 条第 1 項に規定する農地、農業用施設及び林道の害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の 10%を超える市町村（当該経費の額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の 1.5 倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね 300ha を超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね 25%を超える市町村が 1 以上ある災害
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の 10%を超える市町村（当該被害額が 1,000 万円未満のものを除く。）が 1 以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね 5,000 万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和 43 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和 46 年 10 月 11 日改正の指定基準は、昭和 46 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用。
昭和 56 年 10 月 14 日改正の指定基準は、昭和 56 年 8 月 21 日以後に発生した災害について適用。

昭和 58 年 6 月 11 日改正の指定基準は、昭和 58 年 4 月 27 日以後に発生した災害について適用。
平成 12 年 3 月 24 日改正の指定基準は、平成 12 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用。

資料 12-4 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかける。ただし「大雪+強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表する。
		強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
		大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
		大雪注意報	降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
		濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
		雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
		乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
		なだれ注意報	なだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表する。
		着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表する。
		着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する（気温0℃付近で発生しやすい）おそれのあるときに発表する。
		融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると発表する。
		霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表する。
		低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、低温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあると発表する。
		洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる。
水防活動の利用に適合するもの	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。	
	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。	

種 類		発 表 基 準
警 報	一般の 利用に 適合す るもの	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
		暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかける。
		大雨警報 大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続する。
		大雪警報 降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
		洪水警報 河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
	水防 活動の 利用に 適合す るもの	大雨警報 一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
	洪水警報 一般の利用に適合する洪水警報と同じ。	

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	一般の 利用に 適合す るもの	暴風特別警報 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
		暴風雪特別警報 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
		大雨特別警報 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれ著しく大きい状況が予想され、特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続する。
		大雪特別警報 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
気 象 情 報	全般気象情報 関東甲信地方気象情報 栃木県気象情報	24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるとき、または警報や注意報を発表している間に、その利用価値を高め、防災対応への支援をより効果的にするために、現象の経過、予想、防災上の留意点等を具体的にお知らせすることが必要であるときに発表される。
	竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、発表する。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。
	土砂災害警戒情報	栃木県と宇都宮地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）の発表後に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するよう市町ごとに発表する。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために府県気象情報の一種として発表する。
報	顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報です。 この情報は、警戒レベル相当情報を補足する情報です。警戒レベル4相当以上の状況で発表します。 現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下の基準をすべて満たす場合に発表します。 1 前3時間積算降水量（5km メッシュ）が100mm以上の分布域の面積が500k㎡以上 2 1.の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上） 3 1.の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上 4 1.の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過

佐野市 警報・注意報発表基準一覧表

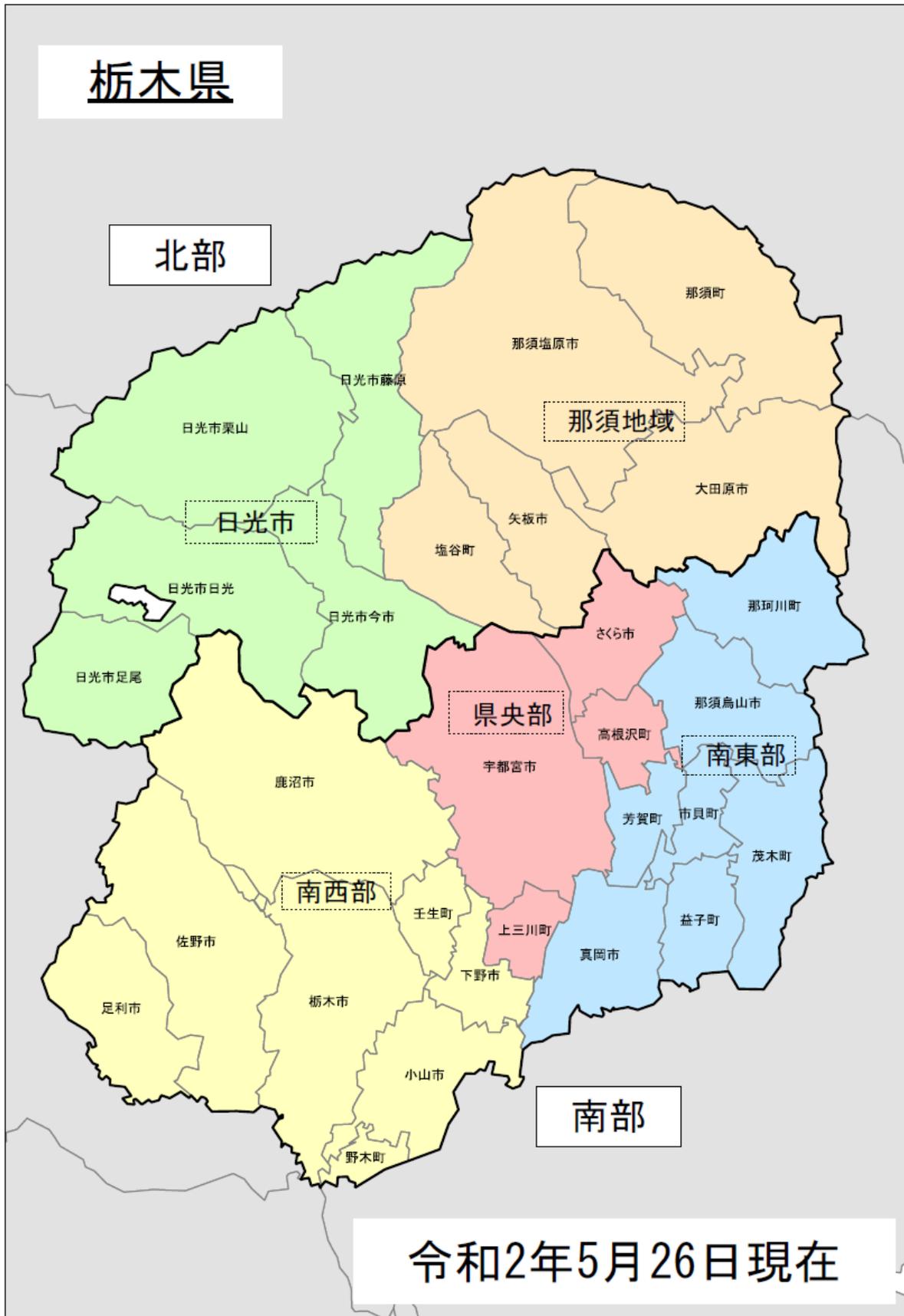
令和5年6月8日現在
発表官署 宇都宮気象地方台

佐野市	府県予報区	栃木県			
	一次細分区域	南部			
	市町村をまとめた地域	南西部			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	132	
	洪水	流域雨量指数基準	三杉川流域= <u>199.4</u> , 旗川流域=25.3, 菊沢川流域=4.8, 出流川流域=9, 才川流域=5.3		
		複合基準 ※1	三杉川流域= (15, <u>98.4</u>)		
		指定河川洪水予報による基準	秋山川 [大橋], 渡良瀬川上流部 [高津戸], 渡良瀬川下流部 [足利]		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm	
山地			12時間降雪の深さ30cm		
注意報	大雨	表面雨量指数	9		
		土壌雨量指数基準	83		
	洪水	流域雨量指数基準	三杉川流域= <u>87.5</u> , 旗川流域=20.2, 菊沢川流域=3.4, 出流川流域=7.2, 才川流域=4.2		
		複合基準 ※1	秋山川流域=(5, 17), 三杉川流域=(5, <u>87.5</u>), 旗川流域=(7, 15.8), 菊沢川流域=(5, 3.4), 才川流域=(5, 4.2)		
		指定河川洪水予報による基準	秋山川 [大橋], 渡良瀬川下流部 [足利]		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm	
			山地	12時間降雪の深さ15cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%			
	なだれ	② ⊕24時間降雪の深さが30cm以上 ②40cm以上の積雪があつて日最高気温が6℃以上			
	低温	夏期：最低気温16℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-9℃以下 ※2			
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情	1時間雨量	110mm			

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 冬季の気温は、宇都宮地方気象台、黒磯・大田原・今市・塩谷・那須烏山・鹿沼・真岡・佐野・小山(アメダス)の値。

1. 注意報・警報の細分区域（図）



資料 12-5 水防警報の種類及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待 機	<p>1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき</p>
準 備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇するおそれがあるとき</p> <p>または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき</p>
出 動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき</p> <p>または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき</p> <p>または、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき</p>
指 示 及 び 情 報	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</p>	<p>洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え災害の起こるおそれがあるとき</p>	<p>水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき</p>
解 除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき</p> <p>または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき</p> <p>または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき</p>